

日本学術会議学術フォーラム 2021年7月3日（土）
気候変動等による地球環境の緊急事態に社会とどう立ち向かうのか
—環境学の新展開—

環境思想・環境教育の新展開
—新学習指導要領がもとめる資質・能力と環境思想—
日本学術会議環境学委員会
環境思想・環境教育分科会

1

工藤 由貴子

日本学術会議連携会員 元横浜国立大学教授

本日の内容

- 1 日本学術会議環境学委員会
環境思想・環境教育分科会これまでの活動
ー明らかにしてきたこと
- 2 小・中・高等学校教育課程における環境教育
- 3 新学習指導要領の求める資質・能力
- 4 環境思想・環境教育の新展開

1 環境思想・環境教育分科会これまでの活動

提言

学校教育を中心とした 環境教育の充実に向けて

平成20年（2008年）8月28日

日本学術会議 環境学委員会 環境思想・環境教育分科会

高等教育における 環境教育の充実に向けて

平成23年（2011年）9月22日

日本学術会議 環境学委員会 環境思想・環境教育分科会

環境教育の統合的推進に向けて

平成28年（2016年）11月16日

日本学術会議 環境学委員会 環境思想・環境教育分科会

学校教育を中心とした 環境教育の充実に向けて

提 言

学校教育を中心とした
環境教育の充実に向けて



平成20年（2008年）8月28日

日本学術会議
環境学委員会 環境思想・環境教育分科会

幼少期からの自然体験や生活体験、社会体験により、自然観や、文化・生活的視点を含めた広義の環境観を養うことが環境教育の基本である。

子ども の「内なる自然」を豊かにすること、また、環境が人類に与える計り知れない恵みとその仕組みを理解し、環境の保全を図り、人間と環境との相互作用について認識を深め、実際に環境改善を行える、いわゆる「環境リテラシー」を身につけられるようにすることが環境教育の大きな課題である

全国すべての児童、生徒、学生に対して、学校教育は自然の驚異や環境の大切さ、景観の美しさを感じる心を養い、併せて人間と環境の適切な関係について学ぶことのできる機会を提供するべきである。

学校教育のなかで教科横断的な領域として「環境教育」を位置付け、環境学習のための単元づくりや各教科との連携を企画・構想できるコーディネーターとしての環境教育専任教員を配置するべきである。

すべての教員養成課程受講者に対して環境教育（自然体験を含む）を義務付けるべきである。

高等教育における環境教育の充実に向けて

提 言

高等教育における
環境教育の充実に向けて



平成23年(2011年)9月22日

日 本 学 術 会 議

環境学委員会

環境思想・環境教育分科会

1

統一的・画一的教育は環境教育においては不適切である。

環境研究・環境教育は、自然環境と文化の多様性を尊重し、科学的に依拠できる情報の提供と多分野にわたる研究者らの十分な対話により批判的思考を含め、学問領域の従来の枠組みを超えた総合科学的体制の下で進められなければならない。

我が国における環境教育は、我が国独自の自然風土や文化的伝統を踏まえ、日本人の自然観や風景観、環境観を規定している環境思想や環境行動の原理の解明をすすめつつ、日本の里地里山等での生活知と、グローバルな学術的取組成果からの科学知との統合を図りながら展開すべきである。

環境学習からその問題解決に向かうことのできる環境市民を育成し、環境教育の成果を迅速に社会化・実体化するためには、環境研究とその教育の専門家が従来の文系理系の壁を超えて結集し、その活動に全国のNPO等の組織や農林漁業等の従事者までもが広く参加できるよう、教育現場での多様な人材活用を推進すべきである

環境教育の統合的推進に向けて

提言

環境教育の統合的推進に向けて



平成28年（2016年）11月16日

日本学術会議

環境学委員会

環境思想・環境教育分科会

公害教育、自然体験教育、ESDの有機的推進 ローカルとグローバル、具体と抽象をつないだ環境教育を展開していくために、公害教育、自然体験教育、ESDの有機的推進が必要である。

防災・減災教育ならびに災害教育と環境教育の相補的推進 自然災害が多発する我が国の歴史的、地理的、文化的特性に鑑み、防災・減災教育ならびに災害教育は、環境教育のなかで相補的に取り込まれるべきである。

地域社会 の災害リスクのリテラシー向上を含めた環境教育の推進が持続可能な社会づくりに寄与するという観点から、国は環境基本法や環境教育等促進法に、公害教育、自然体験教育、ESDのみならず、防災・減災教育、災害教育を体系的に位置付けるべきである。

2 小・中・高等学校教育課程における環境教育

学校での環境教育は、様々な主体が参画して推進される環境教育の共通基盤となる基本的価値・思想をつくる重要な役割を担っている

学校における環境教育

環境から学ぶ
環境について学ぶ
環境のために学ぶ

(中央教育審議会1996 (平成8年)
「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」)



2 小・中・高等学校教育課程における環境教育（CONT.）

- 1969年（昭和44年）小・中学校学習指導要領改訂
 <小学校の指導要領に「公害」の用語初出>
- 1977年（昭和52年）小・中学校学習指導要領改訂
 （昭和53年）高等学校新学習指導要領改訂 <環境問題重視>
- 1989年（平成元年）小・中・高等学校学習指導要領改訂 <環境教育への本格的取組>
 1991年（平成3年）環境教育指導資料 一中・高等学校編（文部省）
 1992年（平成4年）環境教育指導資料 一小学校編（文部省）
- 1999年（平成11年）小・中学校学習指導要領改訂 <「総合的な学習の時間」創設
 取り上げるべき課題として「国際理解」「情報」「福祉・健康」とともに「環境」明記>
- 中央環境審議会 - 「これからの環境教育・環境学習」答申
- 2003年（平成15年）環境教育推進法 2011年（平成23年）改正環境教育等推進法
- 2005年（平成17年）国連「持続可能な開発のための教育の10年」
- 2006年（平成18年）教育基本法の改正
 第2条「教育の目標」環境教育の重要性を鑑み「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に
 寄与する態度を養うこと」
- 2007年（平成19年）学校教育法改正
 第21条「教育の目標」環境教育の重要性を踏まえて「学校内外における自然体験活動を促進
 し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」

2 小・中・高等学校教育課程における環境教育（CONT.）

- 2008年（平成20年）小・中学校学習指導要領改訂

2009年（平成21年）高等学校学習指導要領改訂

「持続可能な社会の構築」の観点

小・中・高等学校各教科に関連する内容が盛り込まれた。

総則「環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、

その基盤としての道徳性を養う」

改訂のポイント

「環境、家族と家庭、消費者、食育、安全に関する学習を充実」

- 環境教育を教科や科目として設定するのではなく、道徳や特別活動を含むすべての教科等で環境に関わる内容を取り上げる
 - メインストリームに位置付けられている。
 - 個別課題への対応中心の狭義の環境教育から広義の環境教育、Sustainability Scienceとしての環境教育への展開過程
- 環境・人権・平和・ジェンダー・国際協力・多文化共生・福祉など広域的な視点から持続可能な社会を目指す内容へと「環境教育」の領域と役割は広がっている

2 小・中・高等学校教育課程における環境教育（CONT.）

このような状況の中で日本の子どもたちは…

- 温室効果ガスの増加、遺伝子組み換え生物の利用、核廃棄物、森林伐採の影響
大気汚染、動植物の絶滅、水不足の7つの環境問題について
「問題」を知っていて「説明すること」ができるか。日本は37カ国中36位。
子どもたちが自発的に学び、語るることができる教育が求められている

（ユニセフレポートカード14，ユニセフ・イノチェティ研究所，2017年）

- 日本の子どもは外で遊ばなくなっている深刻な危機にある。
週の平日5日間の内、学校から帰宅後「外で遊ぶ日が全くない」という子どもが
都市部で8割、地方都市で7割、農村部で6割。
地域社会の生命文化的な持続可能性、創造性、活力に影響を与える重要な外遊び、
自然や他者との多様な関わり、多様な環境での経験が損なわれている。

（「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて」日本学術会議，2020）

- 緊急声明『子どもたちが「外で遊ぶ権利を最大限保障してください』

（環境教育学会、2020/3/7）

3 新学習指導要領のもとめる資質・能力

- 2018年（平成30年）小・中学校学習指導要領改訂
2019年（平成31年）高等学校学習指導要領改訂

- 前文

生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手**となることができるようにする。

3 新学習指導要領のもとめる資質・能力（CONT.）

- 改訂のポイント **主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実**
 - 政治参加と公正な世論の形成、主権者としての政治参加（公民）
 - 財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化（社会）、
職業選択、起業、雇用と労働問題、仕事と生活の調和と労働保護立法、金融を通じた経済活動の活性化（社会）、
 - 国連における持続可能な開発のための取組（公民）
 - 多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み（公民、家庭）
 - 世界の自然災害や防災対策（地理歴史）、防災と安全・安心な社会の実現（公民）、
安全・防災や環境に配慮した住生活の工夫（家庭）
 - 高齢者の尊厳と介護、生活支援に関する技能（家庭）
- オリンピックやパラリンピック等の国際大会は、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていること、共生社会の実現にも寄与していること、スポーツの意義や役割の理解（保健体育）、障害者理解・心のバリアフリーのための交流（総則、特別活動）
- 我が国の領土等国土に関する指導の充実（地理歴史、公民）

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント https://www.mext.go.jp/content/1421692_1.pdf

高等学校学習指導要領の改訂のポイント https://www.mext.go.jp/content/1421692_2.pdf

3 新学習指導要領のもとめる資質・能力（CONT.）

- 安全・防災問題の強調、
 - 民法改正18歳成年に伴う主権者教育や消費者教育の強調、
 - 外国語教育、道徳の教科化、プログラミング学習の盛り込み
- ESD、SDGs も学校教育の中で考える

学びの3つの柱 主体的・対話的で深い学びの実現

①何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）

②理解していること・できることをどう使うか

（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」の育成）

③どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか

（学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力、人間性」の涵養）

子ども自らの主体的な学習を通して、これら3点を相互に関連させ、

全体としての資質・能力を向上させる。

（例）中学校理科：

①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解、

②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付く、表現する力、

③科学的に探究しようとする態度、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度

4 環境思想・環境教育の新展開

OECD Future of Education and Skills 2030

Learning Compass 2030 (Education2030)

適応のコンピテンシー ⇒ 創造のコンピテンシー

より良い未来の創造に向けた変革を起こすコンピテンシー

[OECD Future of Education and Skills 2030 - OECD Future of Education and Skills 2030](#)

UNESCO

Education for Sustainable Development: Towards achieving the SDGs
(ESD for 2030)

ESD の強化と SDGs の 17 の全ての目標実現への貢献を通じて、
より公正で持続可能な世界の構築を目指す

[UN General Assembly highlights UNESCO's leading role in the Education 2030 Agenda](#)

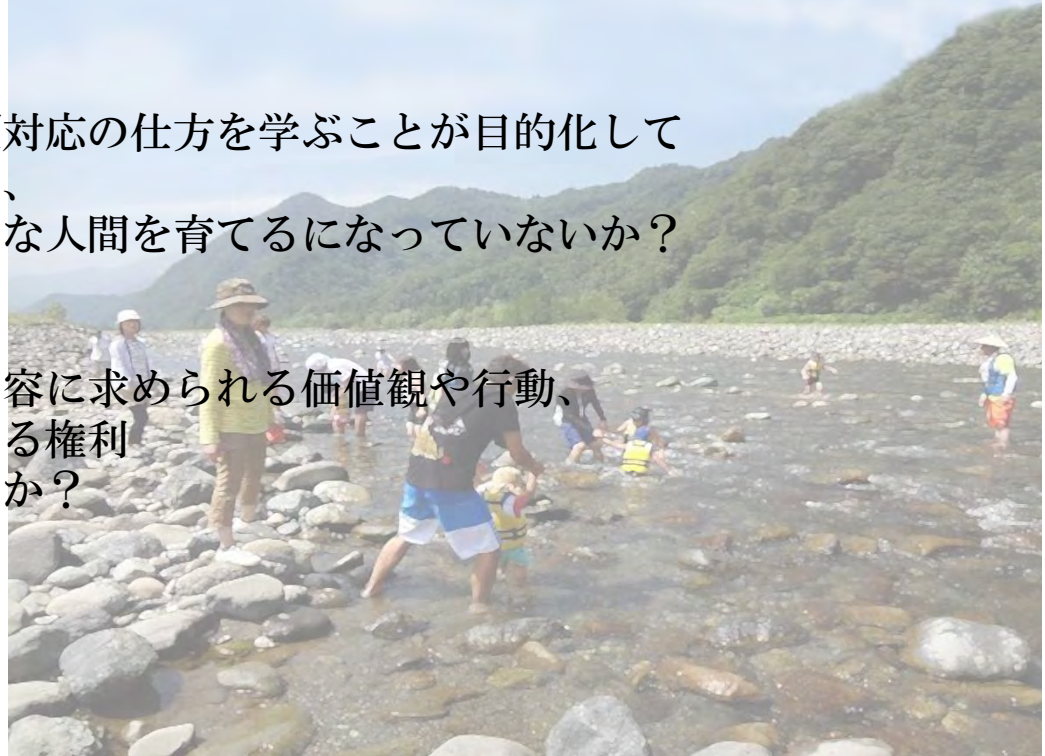
4 環境思想・環境教育の新展開

学校における環境教育

学習課題はますます広範囲にひろがり、内容も多岐にわたっている。それぞれの教科で学んだ個別の学習課題を、生活の主体である子どもが、自分の身のまわりにひきつけて自分のこととして考え、それらを統合し、自分にとっての環境の全体像をつくるような配慮がされているか？

環境問題、省エネ、節約等々課題対応の仕方を学ぶことが目的化して人間社会が持続可能であるために、その課題解決のために役立つような人間を育てるになっていないか？

持続可能な未来と積極的な社会変容に求められる価値観や行動、ライフスタイルを学ぶことができる権利
そういう教育の機会になっているか？



4 環境思想・環境教育の新展開（CONT.）

環境教育は「環境のために」必要であるが、同時に「子どもたちのために」子どもたちが自らの生きる力を獲得していくプロセスとして重要である。

人間の生活と環境、その適切な相互関係についての思索を深める中で、現代社会の生活を再考し、これまで信じられてきた「豊さ」を問い直し、ほんとうの意味での「豊かな生活」実現への道を探り、そこに向かって行動することができるようになる。

小・中・高等学校教育課程の一領域であることに留まらず

学校教育のあらゆる場面において反映されるべき**教育を統合する基盤**としておかれるもの

どんな人間でありたいか どんな社会を望むか

自ら 人間像 社会像を創りだす 子どもたちのエッセンシャルな学び

子どもたちと共に未来を創りだす教育

科学的な知識と感性とが融合した全体的な知の形成

自分を守る まわりを守る 地球を守る 子どもたちの権利として

第25期 環境学委員会環境思想・環境教育分科会

氏名	所属・職名	備考
馬奈木 俊介	九州大学大学院工学研究院都市システム工学講座教授	第1部会員
井上真	早稲田大学人間科学学術院教授	連携会員
井上真理子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所多摩森林科学教育的資源研究グループ園主任研究員	連携会員
蟹江憲史	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授	連携会員
河野哲也	立教大学文学部教育学科教授	連携会員
北村友人	東京大学大学院教育学研究科准教授	連携会員
工藤由貴子	元横浜国立大学 教授	連携会員
小崎隆	愛知大学国際コミュニケーション学部教授、京都大学名誉教授	連携会員
○ 関礼子	立教大学社会学部教授	連携会員
豊田光世	新潟大学佐渡自然共生科学センター 准教授	連携会員
日置光久	東京大学大学院教育学研究科海洋教育センター特任教授	連携会員
氷見山幸夫	北海道教育大学名誉教授	連携会員
山口しのぶ	東京工業大学環境・社会理工学院教授	連携会員